

## ●「えせ同和行為」とは

「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい」といった誤った意識に乗じて、企業などから何らかの利権を得ようとする行為です。同和問題の解決を阻む大きな原因となっています。

### ■同和問題とは

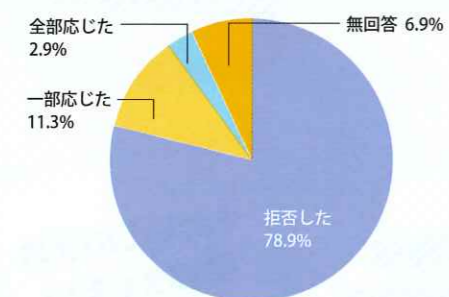
同和地区、被差別部落などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を反対されたり、就職ができなかったり、といった様々な差別を受けるという問題です。このような差別は、憲法で定めている基本的人権の尊重に反し、重大な人権侵害です。

## ●企業アンケートに見る「えせ同和行為」の実態

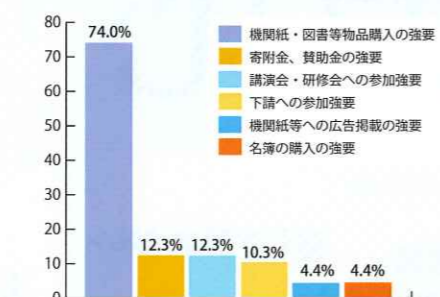
### 調査の概要

全国の 9,000 事業所に送ったアンケートに回答のあった 4,398 事業所のうち、同和を名乗る者又は団体から違法・不当な要求を受けた事業所は 204 事業所、その要求総件数は 437 件でした。被害率（要求を受けた事業所数の割合）は 4.6%でした。そのうち、違法・不当な要求に応じてしまった事業所は 29 事業所あり、応諾率（要求に対して、「全部」又は「一部」に応じた事業所数の割合）は 14.2%でした。

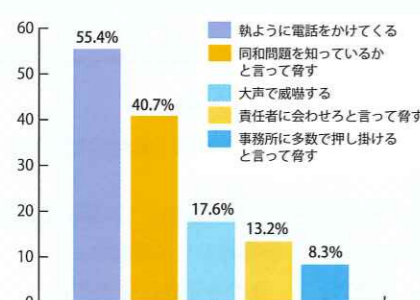
#### 1. 「えせ同和行為」の要求に対して拒否したか



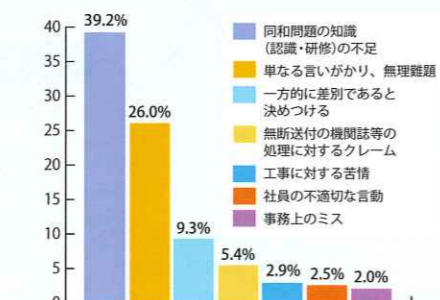
#### 2. 「えせ同和行為」不当な要求の内容は (複数回答)



#### 3. 「えせ同和行為」要求の手口は (複数回答)



#### 4. 「えせ同和行為」要求の口実は (複数回答)



#### 前回調査 (平成 20 年) との比較

・被害率: 16.1%→4.6% 11.5 ポイント減少  
 ・応諾率: 12.3%→14.2% 1.9 ポイント増加  
 ・業種別の被害率: 依然として建設業が高い  
 ・要求の種類: 「機関誌・図書等物品購入の強要」が依然として多い

※出典 「平成 25 年中におけるえせ同和行為実態把握のためのアンケート調査結果概要」公益財団法人人権教育啓発推進センター

## ●困った時の相談窓口

- 警察**
- ①緊急を要する場合: 110 番
  - ②最寄りの警察署
  - ③都道府県警察本部 / 刑事部暴力団対策課等  
<http://www.npa.go.jp/safetylife/soudan/madoguchi.htm> (警察総合相談電話番号)
  - ④都道府県暴力追放運動推進センター  
<http://www1a.biglobe.ne.jp/boutsui/category/center/index.html>  
 (都道府県暴力追放運動推進センター連絡先一覧表)
- 弁護士** 各弁護士会 / 民事介入暴力被害者救済センター等  
<http://www.nichibenren.or.jp/contact/consultation.html> (全国法律相談センター)
- 法務局** 法務局人権擁護部・地方法務局人権擁護課 (支局でも可)  
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html> (常設人権相談所)

経済産業省中小企業庁委託事業

公益財団法人人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門二丁目 10 番 12 号 KDX 芝大門ビル 4F  
 TEL.03-5777-1802 FAX.03-5777-1803 <http://www.jinken.or.jp>

えせ同和行為には…

# みんななで

# NO!

対応の  
ポイント



### “えせ同和行為”とは

同和問題を口実にして企業や官公署などに違法・不当な利益や義務のないことを要求する行為のことです。“えせ同和行為”は、同和問題に関する誤った意識を植え付け、偏見や差別意識を助長する要因となっています。このような行為に応じてはなりません。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

# CASE 1

電話が  
かかってきた



## POINT

- 相手が誰で、どんな要求をしているのかを明確にする
- 暴力的言動があった場合には、直ちに警察への要請、通報など法的手続きをとる
- 日頃から、えせ同和行為の電話への対策を立てておき、電話対応マニュアルを作るか、担当者を決めておく
- 万が一にも押し切られて購入してしまった場合は、8日以内に購入の意志がないことを表明して返送、クーリングオフ制度を利用する
- 法務局、弁護士、警察、暴追センターとの連携をとる

# これが「えせ同和行為」 こんなケースには こうして対応

あなたの事務所にも「えせ同和行為」が突然やってくる?  
**でも大丈夫!**  
「えせ同和行為」をよく知り、日頃から備えていけば怖くはありません。

組織で対応する

法務局・警察・  
弁護士に相談する

脅しを恐れない

記録は  
しっかり取る

その場しのぎの  
妥協をしない

# CASE 2

会社へ  
来てしまった



## POINT

- 必ず2名以上、できれば相手より多い人数で対応する
- 相手の要求する場所には行かず、自社応接室で対応する
- 最初から面会時間を区切る
- 長居を認める態度と思われるのでお茶を出さない
- 不要なことははっきり告げて帰ってもらう
- 断るときは「予算がない」ではなく「購入する意思はない」とハッキリ

# CASE 3

事業への参入を  
強要された



## POINT

- 契約の意志がなければきっぱりと断る
- 同和の名を使用しての強要であれば「えせ同和行為」なので断ること
- 要求されても「私が担当者です」と告げ、幹部を出さない
- 約束や即答をしない、「一筆書け」には応じない
- 記録、録音・録画などで、要求を正確に把握する
- 同和問題への取組等を口実にされた場合、「今後どうすべきか法務局に相談する」と伝え、法務局に連絡する。